

固定資産税の軽減措置の対象

- ✓ 生産性を高める機械装置が対象です。
- ✓ 製造業が取得するいわゆる製造設備は広く対象となるほか、たとえば以下のような設備が該当すると考えられます。

※ 固定資産税について課税の判断をするのは、各市町村です。このため、上記の「製造設備」や以下の例は、参考として一般に対象となると考えられるものを示したもので、軽減措置の対象となることを保証するものではありません。

卸・小売

大型の冷蔵庫
精穀設備
販売のための小分け
する加工設備
ガソリンスタンド設備
など

外食中食

厨房設備
食品加工設備
など

宿泊

業務用の厨房設備
業務用のクリーニング
設備
浴場用設備
など

運送

可搬式クレーン
可搬式コンベア

介護

給食用設備
介護入浴装置